

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

規則 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則(三六・生活衛生課).....	1
告示 道路区域の変更及び供用開始(四三三了四三八・道路環境課)..... 開発行為に関する工事の完了(四三九・秋田地域振興局建設部).....	1
公告 土地改良区の役員就任の届出(山本地域振興局農林部)..... 土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)..... 土地改良区の役員退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)..... 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)二件..... 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)四件..... 選挙管理委員会告示 政治団体の設立の届出(五六)..... 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(五七)..... 政治団体の解散の届出(五八)..... 政治団体の収支に関する報告書(五九)..... 公職の候補者の資金管理団体の届出(六〇)..... 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(六一)..... 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(六二)..... 政治団体の収支に関する報告書(六三).....	8 8 10 11 12 12 13 14
一 道路の区域及び供用開始の区間	

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
-------	-----	-----	---	---	-------------	------------

政治団体の収支に関する報告書の修正について(六四).....	15
人事委員会公告	
平成十六年度秋田県職員採用試験公告.....	16
平成十六年度警察官採用試験公告.....	17
地方労働委員会告示	
秋田県地方労働委員会のおつせん員候補者の氏名、閏歴等の公示(一一).....	20

## 規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十六年五月十八日  
秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第三十六号  
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年秋田県規則第十三号)の一部を次のように改正する。  
第二条の表第七号中「第九条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同表第十二号中「第十四条」を「第三十二条」に改める。  
様式第七号中「第9条第2項」を「第27条第2項」に改める。  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

秋田県告示第四百三十三号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十六年五月十八日  
秋田県知事 寺田典城

一般国道	
新	旧
三百四十一号	三百四十一号
"	由利郡岩城町滝俣字久伝四四番一〇地先から四四番一〇地先まで
九・〇〇〇～二六・五〇〇	七・五〇〇～二二・〇〇〇
〇・〇四四	〇・〇四四

二 供用開始の期日 平成十六年五月十八日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路環境課  
 (二)(一) 期間 平成十六年五月十八日から同月三十一日まで  
 秋田県告示第四百三十四号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十六年五月十八日  
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧						
			仁賀保矢島館合線	由利郡東由利町黒淵字山岸八一番一地先内		七・〇〇〇～八・五〇〇	〇・〇二〇
			仁賀保矢島館合線	"		八・〇〇〇～二二・〇〇〇	〇・〇二〇

一 道路の区域及び供用開始の区間  
 二 供用開始の期日 平成十六年五月十八日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路環境課  
 (二)(一) 期間 平成十六年五月十八日から同月三十一日まで  
 秋田県告示第四百三十五号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十六年五月十八日  
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧						
			十文字羽後烏海線	由利郡烏海町下笹子字繋ヶ沢四四番一地先内		七・五〇〇～八・三〇〇	〇・〇三三
			十文字羽後烏海線	"		七・五〇〇～一五・八〇〇	〇・〇三三

一 道路の区域及び供用開始の区間

- 二 供用開始の期日 平成十六年五月十八日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十六年五月十八日から同月三十一日まで

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	本荘岩城線	本荘岩城線	本荘市赤田字菅ノ沢六八番一六地先から字肥作一四〇番一〇地先まで	八・三〇〇～九・三〇〇	〇・〇六五
	本荘岩城線	本荘岩城線	"	八・五〇〇～三五・〇〇〇	〇・〇六五

秋田県告示第四百三十六号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十六年五月十八日  
秋田県知事 寺田典城

- 二 供用開始の期日 平成十六年五月十八日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十六年五月十八日から同月三十一日まで

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	長岡冬師城内線	長岡冬師城内線	由利郡仁賀保町畑字ウルシ平一七番四九地先内	一六・五〇〇～二二・三三〇	〇・〇六六
	長岡冬師城内線	長岡冬師城内線	"	一八・六〇〇～六六・〇〇〇	〇・〇六六

秋田県告示第四百三十七号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十六年五月十八日  
秋田県知事 寺田典城

- 二 供用開始の期日 平成十六年五月十八日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十六年五月十八日から同月三十一日まで

秋田県告示第四百三十八号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十六年五月十八日  
秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 路	道路の種類		区 間
	新	旧	
長岡冬師城内線		長岡冬師城内線	由利郡矢島町城内字谷地沢一二七番地先内
			敷地の幅員(メートル)
			延長(キロメートル)
			一四・八〇〇二二・八〇
			一四・八〇〇二二・三〇
			〇・〇二九
			〇・〇二九

- 二 供用開始の期日 平成十六年五月十八日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (一) 場所 建設交通部道路環境課
  - (二) 期間 平成十六年五月十八日から同月三十一日まで

秋田県告示第四百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年四月九日付け指令秋建 三 二号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十六年五月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
  - 南秋田郡天王町天王字追分西二十四番地二十六
  - アイホームプラザ株式会社 代表取締役 渡部 久志
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
  - 南秋田郡天王町天王字追分百八番七、百八番六十三

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、山本郡市川堰土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年五月十八日

秋田県知事 寺田典城

就任監事の住所及び氏名  
山本郡二ツ井町飛根字町頭十五番地十二

池端博美

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、秋田県山本郡二ツ井町種土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年五月十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年五月十八日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、戸村大由沢土地改良区から次のとおり役員就任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年五月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名
  - 南秋田郡五城目町字石田六ヶ村堰添百二十番地の二
  - 八郎瀧町夜叉袋字中羽立三十二番地
  - 浦大町字天道田七十六番地の二
  - 字松ノ木十三番地の一
  - 字脇平五十番地の五
  - 川崎字嘉美七番地
  - 五城目町野田字清涌一五九番地の六
  - 小池字森山下七十六番地
  - 富津内下山内字深堀八十四番地
  - 字和田八十五番地の七
- 二 就任理事の住所及び氏名
  - 南秋田郡八郎瀧町夜叉袋字下昼寝五十二番地
  - 字松ノ木四十五番地
  - 浦大町字天道田七十六番地の二

齊藤嘉胤  
松田健一  
須田誠  
小林茂信  
大石専之丞  
佐々木仁茂  
加藤光雄  
伊藤昭二  
金藤誓晃  
齊藤嘉胤  
松田嘉衛  
村井剛  
椎名金作

南秋田郡八郎潟町浦大町字脇平五十番地の五

金 誓 晃

川崎字嘉美七番地

伊 藤 昭 二

五城目町字石田六ヶ村堰添百二十番地の二

椎 名 金 作

野田字清浦百六十三番地

加 藤 信 哉

小池字森山下七十六番地

佐 々 木 仁 茂

富津内下山内字深堀八十四番地

大 石 専 之 丞

字和田八十五番地の七

小 林 茂 信

三 退任監事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字前川原九十番地

千 田 保 雄

夜叉袋字松ノ木四十五番地

松 田 健 一

五城目町富津内下山内字深堀百四十八番地

小 林 進

四 就任監事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字前川原九十番地

千 田 保 雄

夜叉袋字中嶋田百十一番地の五

村 井 昇

五城目町富津内下山内字深堀百四十八番地

小 林 進

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大曲市四ツ屋土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年五月七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仙北郡西仙北町大沢郷土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年五月十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

特殊用途普通自動車（無線警ら車） 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年十月二十九日（金）

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年五月十八日（火）から同月二十七日（木）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年六月四日（金）午前十時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六

十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月十八日

秋田県知事 寺田典城

## 一 入札に付する事項

## (一) 購入物品名及び数量

特殊用途普通自動車（交通取締用四輪車） 一台

## (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (三) 納入期限

平成十六年十月二十九日（金）

## (四) 納入場所

県が指定する場所

## 二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

## (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

## (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 三 契約条項を示す場所等

## (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

## (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

## (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十六年五月十八日（火）から同月二十七日（木）までの期間、随時交付する。

## 四 入札執行の日時及び場所

平成十六年六月四日（金）午前十時三十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室  
入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

## 六 その他

## (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

## (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月十八日

秋田県知事 寺田典城

## 一 入札に付する事項

## (一) 購入物品名及び数量

軽四輪貨物自動車（多目的運搬車） 三台

## (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (三) 納入期限

平成十六年七月三十日（金）

## (四) 納入場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年五月十八日(火)から同月二十七日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年六月四日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年五月十八日  
秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

小型四輪乗用車(捜査用車) 六台

購入物品の仕様等

(二) 入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年九月三十日(木)

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年五月十八日(火)から同月二十七日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年六月四日(金)午前十一時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等

(五) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。  
その他  
詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第五十六号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定により、平成十六年四月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十六年五月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	政党の名称	設立の区域	届出年月日
自由民主党琴丘支部	田村圭三	宮田幹保	山本郡琴丘町鹿渡字新屋敷横手二十番地	自由民主党		平成十六年四月十三日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
日本共産党藤田和久後援会	佐藤豊美	佐藤絹子	大曲市下深井字相布四十五番地	平成十六年四月五日

秋選管告示第五十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條の規定により、平成十六年四月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動が

あつた旨の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十六年五月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

内

容



二  
その他の政治団体

政治団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	異動事項		届出年月日
			新	旧	
政治団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	新	旧	届出年月日
藤田正義後援会	會計責任者 舟木真一郎	主たる事務所の所在地 仙北郡太田町小神成字南田ノ尻六十八番地			"
中川たけお後援会	會計責任者 糸田弘美	主たる事務所の所在地 仙北郡太田町太田字築地古館七十二番地			"
高橋こうせい後援会	主たる事務所の所在地 仙北郡太田町小神成字南田ノ尻六十八番地				"
高貝ひさと後援会	主たる事務所の所在地 仙北郡太田町太田字新田田尻六十七番地				"
全日電工連政治連盟秋田県支部	會計責任者 吉田利雄	主たる事務所の所在地 秋田市山王沼田町一番五号			"
すぎ陽悦政策研究会	主たる事務所の所在地 秋田市山王沼田町一番五号				"
すぎ陽悦後援会	會計責任者 佐藤隆興	主たる事務所の所在地 秋田市寺内児桜二丁目八番八号			"
かけはし会	主たる事務所の所在地 秋田市寺内児桜二丁目八番八号				"
うさみ洋二朗後援会	主たる事務所の所在地 秋田市寺内字児桜六十五番十号				平成十六年四月一日
その他の政治団体			新	旧	届出年月日
民主党秋田県総支部連合会	代表者 吉方清彦	主たる事務所の所在地 秋田市八橋三和町一番一号明光不動産株式会社			平成十六年四月一日
自由民主党秋田県不動産職域支部	代表者 佐藤義久	主たる事務所の所在地 秋田市川尻大川町一番三十三号秋田県不動産会館			平成十六年四月五日
自由民主党昭和町支部	代表者 松橋春雄	主たる事務所の所在地 秋田市八橋三和町六番十七号			平成十六年四月九日
日本共産党雄平地区委員会	代表者 加藤忠三	主たる事務所の所在地 秋田市寺内字児桜六十五番十号			平成十六年四月十四日
田村尚人	鎌田公男	石塚隆雄	和賀正雄	塚田勇	
杉山祐悦	舟木真一郎	糸田弘美	加藤忠三	佐藤義久	

横手トライ政策研究所	会計責任者	杉山祐悦	田村尚人	平成十六年四月一日
秋田県税理士政治連盟	会計責任者	鈴木明夫	吹谷節治	平成十六年四月二日
小木田喜美雄後援会	代表者	高橋一征	柴田和夫	"
渋谷正敏後援会	会計責任者	斉藤多喜子	兵藤利夫	"
渡辺良雄後援会	代表者	古木武男	古木金一郎	"
秋田県社会福祉政治連盟	会計責任者	吉田慶嗣	大友義勝	平成十六年四月六日
佐藤芳信後援会	会計責任者	佐藤久夫	佐藤久治	"
備前雄一後援会	主たる事務所の所在地	平鹿郡大森町字大森百六十九番地	平鹿郡大森町字大森四十六番地	"
高安進一後援会	主たる事務所の所在地	平鹿郡大森町袴形字南越前林六十六番地	平鹿郡大森町大中島三百五十七番地三	平成十六年四月十四日
小笠原充宏後援会	主たる事務所の所在地	鹿角市十和田大湯字上ノ湯二十八番地五十	鹿角市十和田大湯字上ノ湯二十八番地六十四	平成十六年四月二十一日
税理士による二田孝治後援会	代表者	斉藤典男	新谷 国太郎	平成十六年四月二十二日
佐々木長秀連合後援会	主たる事務所の所在地	大曲市白金町二番八号	仙北郡西仙北町刈和野字一里塚東八十三番地二	平成十六年四月二十三日
佐藤次男後援会	代表者	黒沢宗一	遠藤芳徳	平成十六年四月三十日
佐藤次男後援会	代表者	佐藤次男	黒沢宗一	"

秋選管告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、

平成十六年四月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から解散の届出があった

ので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
あいは洋子後援会	平成十六年三月三十一日	平成十六年四月一日
板倉浩後援会	平成十六年三月三十一日	平成十六年四月二日
畦田健後援会	平成十六年三月三十一日	"
今井乙麿後援会	平成十六年三月三十日	平成十六年四月六日
三輪宣比呂後援会	平成十六年三月十五日	平成十六年四月八日
山脇博治後援会	平成十六年三月三十一日	"
眞龍会	平成十六年四月六日	"
山本三治郎後援会	平成十六年四月六日	"
近藤孝二郎後援会	平成十六年三月三十一日	平成十六年四月九日
山本町を活性化する会	平成十六年三月三十一日	"
森川宣雄後援会	平成十六年四月十一日	平成十六年四月十五日
田中心さこ後援会	平成十六年四月二十日	平成十六年四月二十三日
秋田県歯科医師政治連盟御法川英文後援会	平成十六年三月三十一日	平成十六年四月二十八日
秋田県歯科医師政治連盟村岡兼造後援会	平成十六年三月三十一日	"

秋選管告示第五十九号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、

政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十六年五月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 今井乙麿後援会

報告年月日 平成16年4月6日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

経常経費

備品・消耗品

合 計

政治団体の名称 山脇博治後援会

報告年月日 平成16年4月8日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

その他の収入

10万円未満の収入

合 計

(イ) 支出の内訳

政治活動費

組織活動費

堯

65,979円

65,979円

0円

65,979円

65,979円

65,979円

65,979円

526,716円

526,716円

2円

526,718円

206,100円

2円

206,100円

2円

2円

2円

206,100円

2円

206,100円

206,100円

合 計 206,100円

政治団体の名称 眞龍会  
 報告年月日 平成16年4月8日  
 ア 収入・支出の総額  
 (ア) 収入総額 1,500円  
 前年繰越額 1,500円  
 本年の収入額 0円  
 (イ) 支出総額 0円  
 政治団体の名称 山本三治郎後援会  
 報告年月日 平成16年4月8日  
 ア 収入・支出の総額  
 (ア) 収入総額 21,033円  
 前年繰越額 21,033円  
 本年の収入額 0円  
 (イ) 支出総額 0円  
 2 収入及び支出のない団体  
 その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
おいは洋子後援会	平成16年4月1日
板倉浩後援会	平成16年4月2日

畦田健後援会	平成16年4月2日
三輪宣比呂後援会	平成16年4月8日
近藤孝二郎後援会	平成16年4月9日
山本町を活性化する会	"
森川宣雄後援会	平成16年4月15日
田中ひさこ後援会	平成16年4月23日
秋田県歯科医師政治連盟御法川英文後援会	平成16年4月28日
秋田県歯科医師政治連盟村岡兼造後援会	平成16年4月28日

秋選管告示第六十号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年五月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の届出した者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体			
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
佐藤次男	県議会議員（現職）	佐藤次男後援会	平鹿郡平鹿町浅舞字蔭沼二百八十六番地	佐藤次男	平成十六年四月三十日

秋選管告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
宇佐美 洋二朗	秋田市議会議員(現職)	かけはし会	主たる事務所の所在地	秋田市寺内児桜二丁目八番八号	秋田市寺内字児桜六十五番十号	平成十六年四月一日
鈴木 陽 悦	参議院議員(候補者となる者)	すずき陽悦政策研究会	主たる事務所の所在地	秋田市山王沼田町一番五号	秋田市八橋三和町六番十七号	"
高 貝 久 遠	太田町長(現職)	高貝ひさと後援会	主たる事務所の所在地	仙北郡太田町太田字築地古館七十二番地	仙北郡太田町太田字新田田尻六十七番地	"
高 橋 幸 晴	太田町議会議員(現職)	高橋こうせい後援会	主たる事務所の所在地	仙北郡太田町小神成字南田ノ尻六十八番地	仙北郡太田町小神成字田ノ尻二十九番地	"
小笠原 充 宏	鹿角市長(候補者となる者)	小笠原充宏後援会	主たる事務所の所在地	鹿角市十和田大湯字上ノ湯二十八番地五十	鹿角市十和田大湯字上ノ湯二十八番地六十四	平成十六年四月二十一日

秋選管告示第六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体		届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
山 本 三 治 郎	大曲市議会議員(候補者となる者)	山本三治郎後援会	大曲市福見町八番三十号	平成十六年四月八日
山 脇 博 治	比内町議会議員(候補者となる者)	山脇博治後援会	北秋田郡比内町扇田字南扇田百二十八番地一	"
		代表者氏名		
		山 脇 博 治		

秋選管告示第六十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十六年五月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

- 1 種類 平成16年4月30日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書
- 2 報告書の要旨(平成14年分)

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		前年からの繰越額		翌年への繰越額		収入項目別の金額の内訳										
		収入総額	支出総額	繰越額	繰越額	党費・会費		寄附				事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入	本年の収入額		
						金額	員数	個人(うち特定寄附)	法人・その他の団体	政治団体	小計(うちあつせんによるもの)						政党匿名寄附	
国際勝共連合秋田県本部	H16.4.6	円 1,470,517	円 1,033,376	円 676,517	円 437,141	円 78,375	人 12	円 373,229	円	円	円	円 373,229	円	円 217,800	円	円	円 124,596	円 794,000

支出項目別の金額の内訳														合計	
経常経費				政治活動費										合計	
人件費	光熱水費	備品 消耗品費	事務所費	計	組織活動費	選挙関係費	機関誌の発行その他の事業費				調査 研究費	寄附・ 交付金	その他の 経費	計	うち交付 金支出
							機関誌の 発行事業	宣伝事業	政治資金 パーティー	その他の 事業					
円	円	円	円 258,328	円 258,328	円	円	円 637,289	円 77,840	円	円	円	円 59,919	円	円 775,048	円 1,033,376

秋選管告示第六十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、修正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の一部を次のとおり修正する。

平成十六年五月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

(平成十五年秋選管告示第百十六号)

2 報告書の要旨秋田市歯科医師政治連盟の欄中

6,227,005	636,793	5,310,106	5,590,212	916,000	152			0
-----------	---------	-----------	-----------	---------	-----	--	--	---

		899	916,899	21,210		5,156	16,620	42,986
--	--	-----	---------	--------	--	-------	--------	--------

328,570	265,237					593,807	636,793	
---------	---------	--	--	--	--	---------	---------	--

6,227,005	666,068	5,310,106	5,560,937	916,000	152			0
-----------	---------	-----------	-----------	---------	-----	--	--	---

		899	916,899	21,210		5,161	45,890	72,261
--	--	-----	---------	--------	--	-------	--------	--------

328,570	265,237					593,807	666,068	
---------	---------	--	--	--	--	---------	---------	--

改める。

報告書の要旨畠一会の欄中

1,000,432	0	432	1,000,432			0		1,000,000
-----------	---	-----	-----------	--	--	---	--	-----------

		1,000,000				0		
--	--	-----------	--	--	--	---	--	--

を

0	0	
---	---	--

1,000,432	0	432	1,000,432			1,000,000		0
-----------	---	-----	-----------	--	--	-----------	--	---

		1,000,000				0		
--	--	-----------	--	--	--	---	--	--

0	0	
---	---	--

改める。

(2) 資金管理団体

ア 寄附の内訳(同一の者からの寄附で年間5万円を超えたもの)の表中

鳥井修後援会	政治団体	秋田広小路トライ政策研究会	6,100,000	秋田市
		秋田県トライ政策研究会	2,000,000	"

鳥井修後援会	政治団体	秋田広小路トライ政策研究会	6,100,000	秋田市
		秋田県トライ政策研究会	2,000,000	"
		畠 一 会 個 人	畠 沢 一 郎	1,000,000

改める。

ウ 借入金の内訳の表中

高松和夫後援会	畠 一 会	高松和夫	5,500,000
		畠沢一郎	1,000,000

高松和夫後援会	高松和夫	5,500,000
---------	------	-----------

改める。  
工 資産等の内訳(イ)借入金の表中

「	寺田すけしる後援会	寺田 典 城	30,500,000	」
	会	畠 沢 一 郎	1,000,000	」
」	寺田すけしる後援会	寺田 典 城	30,500,000	」

改める。

人 事 委 員 会 公 告

平成16年度秋田県職員採用試験公告  
人事委員会規則4 - 5 (職員の任用) 第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。  
平成16年5月18日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

- 1 試験の種類及び程度  
大学卒業程度試験
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員 (人)	職 務 内 容
行政	9	知事部局又は教育庁の課及び地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。
心理判定	1	
保健師(精神)	1	
化学	2	
農学(一般)	1	

知事部局の課又は地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。

林学	1	
資源工学	1	
総合土木	3	
建築	1	
機械	1	

3 給与

初任給は平成16年4月1日現在、原則として保健師(精神)は医療職給料表(三)2級3号給~4号給(月額187,300円~196,600円)、その他の職種は行政職給料表2級2号給(月額170,700円)が支給され、このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者(保健師(精神)を除く)、「保健師(精神)」を希望する外国籍の者のうち就職が制限される在留資格のもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

(1) 行政、心理判定、化学、林学、資源工学、総合土木、建築、機械  
次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和50年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者  
イ 昭和58年4月2日以降に生まれた者であって、大学(短期大学を除く。)を卒業したも若しくは平成17年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があると認めるもの

(2) 保健師(精神)

(1)のイ又はイの要件を満たす者で、保健師の免許及び精神保健福祉士の資格を有するもの又は平成16年度中に実施する保健師国家試験若しくは精神保健福祉士国家試験で保健師の免許若しくは精神保健福祉士の資格を取得する見込みのものが受験できる。

(3) 農学(一般)

(1)のイ又はイの要件を満たす者で、改良普及員(農業経営)若しくは改良普及



員の資格取得者又は平成16年度中に実施する改良普及員資格試験で改良普及員の資格を取得する見込みのものが受験できる。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成16年6月27日(日)

イ 場所

秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1  
都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

ウ 方法

大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文試験を行う。ただし、「保健師(精神)」は、専門試験を行わない。

エ 合格者の発表

平成16年7月9日(金)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日及び場所

平成16年7月下旬に、秋田市において行う。

イ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成16年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、「保健師(精神)」の最終合格者で、保健師の免許又は精神保健福祉士の資格を取得見込みのものが平成16年度中に実施する保健師国家試験若しくは精神保健福祉士国家試験で保健師免許若しくは精神保健福祉士資格を取得できなかった場合及び「農学(一般)」の最終合格者で、改良普及員資格を取得する見込みのものが平成17年3月31日までに改良普及員の資格を取得できなかった場合には、それらの者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期

平成17年4月以降(「資源工学」については、平成16年10月以降に採用される場合があります。)

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、総合生活文化会館(アトリオン)、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び産業観光センターにおいて交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成16年5月19日(水)から同年6月4日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。  
なお、郵送による申込みは、平成16年6月4日(金)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。  
(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成16年度警察官採用試験公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。  
平成16年5月18日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

1 試験の種類、区分及び実施機関

- (1) 種類  
警察官採用試験
- (2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官A、女性警察官A	

秋田県人事委員会

及び女性警察官A

警察官A  
秋田県、埼玉県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに警視庁

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程 度	採 用 予 定 人 員 (人)					
		秋田県	埼玉県	千葉県	神奈川県	警視庁	
警 察 官 A	26	/					
女性警察官A	3	/					
警 察 官 A	34						3
女性警察官A		3	/				

警察官A の受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 初任給（平成16年4月1日現在の秋田県の例）

給料表の種類	職務の級及び号給	給 料 月 額
公安職給料表	1級7号給	195,600円

以上のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分

実施機関

年齢・性別

学 歴

警察官A	秋田県	昭和50年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者又は平成16年9月30日までに卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める者
		昭和50年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた女性	
女性警察官A	秋田県	昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた女性	ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成17年3月31日までに卒業する見込みの者 エ 人事委員会がウに該当する者と同等の学歴を有すると認める者
		昭和49年7月13日から昭和58年4月1日までに生まれた男性	

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験  
 ア 実施日  
 平成16年7月11日(日)  
 イ 場所  
 秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1  
 ウ 方法  
 大学卒業程度の学力を問う教養試験、論文試験及び身体検査を行う。  
 エ 合格者の発表  
 (ア) 警察官 A、女性警察官 A、女性警察官 A 及び警察官 A で志望が秋田県の場合  
 平成16年7月23日(金)に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。  
 (イ) 警察官 A で志望が秋田県以外の場合  
 平成16年9月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。  
 (2) 第2次試験  
 ア 実施日  
 (ア) 警察官 A、女性警察官 A、女性警察官 A 及び警察官 A で志望が秋田県の場合  
 平成16年8月上旬  
 (イ) 警察官 A で志望が秋田県以外の場合  
 平成16年9月下旬  
 イ 場所  
 秋田市  
 ウ 方法  
 (ア) 警察官 A、女性警察官 A、女性警察官 A 及び警察官 A で志望が秋田県の場合  
 第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体精密検査及び体力検査を行う。  
 (イ) 警察官 A で志望が秋田県以外の場合  
 第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体精密検査及び体力検査を行う。  
 (3) 資格調査  
 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。  
 (4) 最終合格者の発表  
 ア 警察官 A、女性警察官 A、女性警察官 A 及び警察官 A で志望が秋田県の場合

平成16年8月下旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。  
 イ 警察官 A で志望が秋田県以外の場合  
 平成16年11月下旬から12月中旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。  
 6 採用の方法及び予定時期  
 (1) 方法  
 最終合格者は、秋田県警察官 A、警察官 A、女性警察官 A 及び女性警察官 A 採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官 A 採用候補者名簿に登載され、当該都県の警視總監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視總監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。なお、警察官 A 及び女性警察官 A で平成16年9月30日までに大学等を卒業できなかった場合並びに警察官 A 及び女性警察官 A で平成17年3月31日までに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。  
 (2) 予定時期  
 警察官 A 及び女性警察官 A  
 平成16年10月1日  
 警察官 A 及び女性警察官 A  
 平成17年4月1日  
 7 受験手続  
 (1) 受験申込書の交付  
 秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、総合生活文化会館(アトリオン)、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び産業観光センターにおいて交付する。  
 (2) 受験の申込み  
 受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に提出すること。  
 (3) 申込受付期間  
 日曜日及び土曜日を除き、平成16年5月19日(水)から同年6月4日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。  
 なお、郵送による申込みは、平成16年6月4日(金)までの消印のあるもの  
 に限り、受け付ける。  
 8 その他

地方労働委員会告示

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田県山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)、秋田県警本部長警務課(秋田県山王四丁目1番5号 電話018(863)1111 内線2623~2624)又は県内の各警察署に行うこと。  
 (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

秋田県地方労働委員会告示第一号  
 労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、秋田県地方労働委員会のおつせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり公示する。  
 平成十六年五月十八日

秋田県地方労働委員会会長 阿部 讓 二

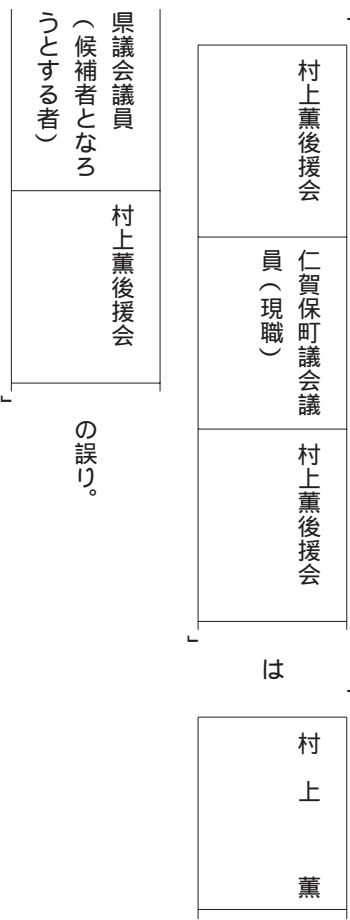
氏名	生年月日	職 業	閲 歴	住 所
阿部 讓 二	昭和二十二年十月二十八日	公益委員(会長) 弁護士	秋田弁護士会会長	秋田市泉南三丁目七番二十四号
古田 重明	昭和十四年十二月八日	公益委員(会長代理) 秋田経済法科大学法学部教授	秋田経済法科大学法学部長	秋田市広面字樋口十番地二十三
小西 尚志	昭和十二年四月七日	公益委員 秋田経済法科大学非常勤講師	秋田大学教育文化学部教授	秋田市手形山北町六番十五号
湊 貴美男	昭和三十二年十月十七日	公益委員 秋田弁護士会会長	弁護士	秋田市外旭川八幡田二丁目十七番十二号
赤坂 薫	昭和四十四年七月十七日	公益委員 秋田弁護士会副会長	弁護士	秋田市山王二丁目三番十 千三百一十号
長谷川 秀夫	昭和二十三年七月十日	労働者委員 日本労働組合総連合会秋田県連合会会長	N T T労働組合東北総支部副執行委員長	大曲市戸蒔字松ノ木百四十三番地
松江 四郎	昭和十八年十月九日	労働者委員 田筆頭顧問	ジェイ・エイ・エム秋田執行委員長	本荘市裏尾崎町六十番地二十一
阿部 康夫	昭和二十五年五月六日	労働者委員 全日通労働組合秋田支部執行委員長	全日通労働組合秋田支部書記長	秋田市桜三丁目四番八十号
加賀谷 清克	昭和二十三年九月十四日	労働者委員 秋田県東北電力関連産業労働組合総連合会顧問	秋田県東北電力関連産業労働組合総連合会長	秋田市将軍野南二丁目三番二十四号
清水 尚子	昭和四十一年四月二十八日	労働者委員 労働者委員合書記長	日本労働組合総連合会秋田県連合会女性委員会副委員長	秋田市御所野元町五丁目十番十一号
高橋 庄四郎	昭和十二年十一月十日	使用者委員 務理事 (社)秋田県経営者協会専務理事	(財)秋田経済研究所専務理事	秋田市寺内蛭根一丁目八番十号
伊藤 秀太郎	昭和六年二月十二日	使用者委員 締役 秋田文化出版(株)代表取締役	秋田協同印刷(株)代表取締役社長	秋田市泉中央三丁目一番二十二号

齋藤 隆	昭和九年七月二日	使用者委員 日本精機(株)代表取締役	(株)羽後銀行営業推進部長	秋田市横森一丁目十八番十七号
伊藤 博	昭和二十三年一月十二日	使用者委員 秋田中央交通(株)常務取締役 管理部長	秋田中央交通(株)取締役管理部長	南秋田郡五城目町馬場目字町村百一番地の二
三浦 潔	昭和二十九年九月六日	使用者委員 秋田三菱自動車販売(株) 取締役社長	秋田三菱自動車販売(株)専務取締役	秋田市保戸野鉄砲町七番七号
関 俊昭	昭和十九年十月三十日	秋田県地方労働委員会事務局長	秋田県生活環境文化部次長	秋田市飯島川端一丁目八番三十三号
佐藤 庸弘	昭和二十二年二月十三日	秋田県地方労働委員会事務局次長	秋田県産業経済労働部次長	秋田市新屋大川町二十五番五号
目黒 恒雄	昭和二十一年七月四日	秋田県地方労働委員会事務局審査課長	秋田県監査委員事務局監査第二課長	秋田市下新城中野字街道端西八十九番地二百二十三
高橋 光男	昭和二十二年八月十二日	秋田県地方労働委員会事務局調整課長	秋田県消防学校長	秋田市金足追分字海老六二百十番地の六

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十六年四月九日(第千五百六十二号)掲載の秋田県選挙管理委員会告示第四十七号(公職の候補者の資金管理団体の異動の届出)  
(原稿誤り)



平成十五年九月五日(号外第一号)掲載の秋田県選挙管理委員会告示第一百十六号(政治団体の収支に関する報告書)  
(原稿誤り)

2 野田の畑に秋田県農協政治連盟秋田みなみ支部の欄中

3,105	161,687	107,000	は	3,105	158,582	107,000
-------	---------	---------	---	-------	---------	---------

平成十六年一月十三日(第千五百三十七号)掲載の秋田県地方労働委員会告示第二号(秋田県地方労働委員会のあるせん員候補者の氏名、履歴等)  
(原稿誤り)

一	下	六	(三)	(一)
五	下	十八	第三号	第一号

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
 E-mail: matsubarara@matsubararansatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄